# タブレット型端末(Chromebook) 活用の手引 ~福岡県立小倉西高校編~

### (目的)

第1条 タブレット型端末(Chromebook)活用の手引 ~福岡県立小倉西高校編~(以下「本手引」という。)は、福岡県立小倉西高等学校(以下「本校」という。)の学習活動で用いられる、本校で配布されたタブレット端末(Chromebook)(以下「本端末」という。)のハードウェアおよびソフトウェアの利用について必要な事項を定めるものである。

#### (利用者)

第2条 利用者は、本校に入学を許可された生徒とする。

# (利用者の利用期間)

第3条 利用者は、配布された本端末を本校の卒業または転・退学が認められた日まで利用することができる。

# (ID及びパスワード等の管理)

第4条 使用者は、入学後に交付された福岡県ドメインのGoogleアカウントのID(以下「ID」という。)及びパスワードを厳重に管理し、第三者への漏洩防止に努めること。また、忘れないよう記録する場合は別の紙に記すなど適切に管理すること。

### (利用者の責任)

第5条 使用者は、自己の責任と判断により本端末及びシステムを利用すること。また、責任の 所在により利用者が負担する費用等は、利用者の保護者に請求することがある。

## (本活用の手引の変更)

第6条 福岡県教育委員会が必要があると認めた場合、利用者へ事前の通知を行うこと無く本手引の内容を変更することがある。変更を行う場合は、本校ホームページで知らせる。

#### (システムの変更等)

第7条 本端末のシステムは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがある。

## (诵信費等)

第8条 使用者は本端末を、使用者の家庭が保持する通信環境のみ接続することが出来る。その際の通信費等は使用者の負担とする。感染症等による臨時休校時及び出席停止期間が2日以上見込まれる場合で、使用者の家庭が保持する通信環境が無い場合は、『令和3年4月8日3教施第35号』に則り学校のsimカードを借用することができる。借用に際しては、別紙【様式2】による申請および学校の承認が必要となる。(このsimカードの通信容量は毎月1GBを上限とし、上限を超える使用の場合は学級担任へ別途相談すること。)

# (健康面への配慮)

第9条 本端末使用に際し、保護者等の管理の下、使用時間・内容に制限を設ける等、以下のような対策を講じ、健全に使用すること。

- (1) 目と端末画面の間の距離を30cm以上離す
- (2) 30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休める

#### (禁止事項)

第10条 使用者は、本端末及び本端末のシステムの利用において、次の行為を禁止する。

- (1) システムの目的外(学習活動以外)の利用
- (2) システムへの不正アクセス行為
- (3) 他の利用者のID及びパスワードの使用
- (4) 第三者を誹謗、中傷または排斥する行為
- (5) 特定の政治活動、宗教活動、個人の心情等を支援または誹謗する行為
- (6) 故意に虚偽の情報を掲載する行為
- (7) 商取引に関する情報を掲載する行為
- (8) 教育上好ましくない行為
- (9) 第三者の著作権、特許権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れのある行為
- (10) 第三者に損害を与える行為
- (11) 法令等に反して個人情報を扱う行為
- (12) 公序良俗に反する恐れがある行為
- (13) 犯罪や犯罪に結びつく恐れがある行為
- (14) システムの管理及び運営等を妨害する行為
- (15) システムに対する不正行為
- (16) 本端末、システムの提供するコンテンツ又はコンテンツを加工したものを利用者以 外の第三者へ有償又は無償で販売、貸与、譲渡、配布、公衆送信等をする行為
  - (17) 本端末からSIMカードを取り外す行為
  - (18) 許可無くソフトウエアをインストールしたり設定を変更する行為
  - (19) 駅や店舗等の公衆無線LAN(無料Wi-Fiスポット等)に接続する行為
  - (20) 本人の許可無く、写真や動画等の個人情報を本端末に保存する行為
  - (21) 本端末について激しい衝撃を与えたり適正ではない温度で保管等する行為
  - (22) 本端末の故障、破損、紛失、盗難等を隠蔽しようとする行為

# (上記条項違反への対応)

第11条 第10条(禁止事項)に抵触する恐れのある際、使用者およびその保護者は速やかに学級担任の教員等を通じて本校まで連絡をすること。また、利用者の故意又は重大な過失によると認められた場合は、保護者等に補償を請求することがある。

(福岡県立小倉西高等学校 電話 093-561-0444)

(福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 電話 0120-494-100)

# (本校の取組)

第12条 本端末のシステムを活用するに当たり、次のことを実施する。

- (1) 教育へのICT活用の効果を検証するための、生徒に対する授業アンケート等
- (2) ネットワークのトラブル発生時、管理業者への速やかな対応及び学習活動を止めないような措置

令和 4 年 8月19日 初 版 令和 4 年10月17日 第2版 令和 4 年11月28日 第3版